

axis news

アクシスグループ

9

2023

COLUMN

ゴルフコンペについての想い



知りたいあれこれ Q&A

No.48 保険金の「課税」「非課税」について

今月の助成金

No.9 キャリアアップ助成金 - 短時間労働者労働時間延長コース - について

COLUMN

ゴルフコンペについての想い

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



コラム執筆

アキシスグループ 代表 川人 広平



▶ axis talk



new

ゴルフコンペについての想い



動画視聴はこちらから！
これまでの配信動画もご覧頂けます！

ゴルフコンペについて

アクシスゴルフコンペについてということでございます。今までもニュースレターのコラムで書いてきましたが、一番評判が良かったのはゴルフネタということで、難しい話よりもゴルフの話の方が面白かったと言われています。コラムを始めた頃に、「可愛い子(後継者)にはゴルフをさせよ!？」というテーマで、ゴルフを親子ですというところが事業承継など、いろんな意味で役立つよねという話を2回くらい書きましたが、このコラムの収録日の週末にアクシスゴルフコンペが坂出カントリークラブにて、開催されることもあり、少し話してみようかなと思いました。



コラムのアーカイブはこちら

axis news 2021年3月号 コラム

可愛い子(後継者)にはゴルフをさせよ!?(前編)

①地元企業で暮らす、コミュニケーション機会を作る

②地方創生につながる

③親睦会としての良契機を創る機会になる



▲ 2021年3月号

axis news 2021年4月号 コラム

可愛い子(後継者)にはゴルフをさせよ!?(後編)

③もう少し良い「経営継承」になる

④後継者の「実業」になる



▲ 2021年4月号

コミュニティ戦略の一つ!?

アクシスにとってのゴルフコンペがどういう位置付けかという点、ただなんとなくゴルフコンペをやるんじゃないかなと思っていろんな事をこだわりのながらやっているわけです。ゴルフコンペというのは企画広報支援のコラムで何度か話したことがある「コミュニティ戦略」にすごく合っているなと思っています。会計事務所がいきなり「税理士の契約しませんか?」というたり、工務店やハウスメーカーで「家建てませんか?」というのは、他の様々な商売でもそうだと思うんですが、少しハード高いわけですよね。でも、少しハード下げたコミュニティを作っておくと、すごく人が増えやすくなったり、繋がりがよくなるということです。例えば、アクシスは給付金の申請などをきっかけにLINEで繋がってたりしますし、セミナーをやっている人を集め、LINEやインスタなどで、一面顔をまとめておくというのがコ

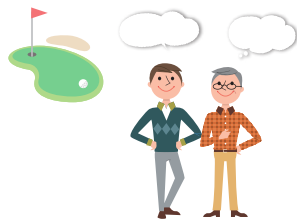
ミュニティ戦略=ハードルを下げてコミュニティだと思えばいいですね。このゴルフコンペも、うちにとってはそのコミュニティ戦略の一つだと思っています。既存のお客さんとより親しくなれるというのは、もちろん、重要な意味があります。その方々がお友達を連れてきてくれたりすることがありますので、それが非常に重要で、いろんなビジネス関係の方との繋がりを増やす事も出来、そして深める場でもあると思います。ゴルフコンペをやっています。また、ゴルフ場を運営されてお客さん多いし楽しいですよね。毎年開催しているというのかもしれませんが、実はゴルフが好きだからやっているのではなく、私はゴルフは本当にお仕事でやっているの、決して遊んでるわけではございません! (笑)

まあ、そういうのは置いて・・・

事業承継の実行サポートするための手段!?

過去のコラム「可愛い子(後継者)にはゴルフをさせよ!？」の中で事業承継のお手伝いという話でもしましたが、お客さんとの事業承継のお手伝いという意味でもゴルフコンペをやってみてもいいのかなと思っています。今やってゴルフコンペは、事業承継にターゲットを絞ったものではないですが、うちのお客さんや、そのお知り合いの方、取引関係のある方など、幅広く来てくれることなので、まだ実現していませんが、事業承継をテーマに設定したゴルフコンペなどが、事業もいかなあと思っています。こういうコンペをしたいという根本には、会計事務所の仕事は知恵を出す仕事だと思うのですが、私の基本的な考えとして「アドバイスをするだけではなくて、実行の部分もサポートしたい」という想いがすごくあるんです。それは前回のコンサル会社のいろんな体験から思っているのですが、やはり「実行の部分をやっとやるべき」ことが大事だよというのが原体験としてありまして、それは中小企業やお客さんの会社もそうで、もちろん、うちの会社もですが、アドバイスを言うだけでなく一緒に実行もあげられるような存在になりたいなと思っています。アクシスでは、経理代行も中に入っているにやっていますし、今やってる企画広報支援でも「こうしたらお客さんの売上上がるんじゃない?」というだけではなく、細かいところまで企画部員・広報部員と一緒に考えたり、ポップやチラシの制作、SNSの運用代行、一から商品開発を一緒にやったりしています。そういったサービスを提供するのであれば、実行の部分もサポートしたいというのが根本にはあります。

例えば、事業承継に関していうと、もちろん専門家として知恵を出せるようにするわけですが、それプラス、やはり事業承継を促すような場を作れたら、それは実行のサポートが出来ているように思うので、「可愛い子(後継者)にはゴルフをさせよコンペ」みたいなゴルフコンペをやってもいいかなと思っています。ゴルフコンペみたいなイベントにはそういう意味もあるんだよねという事です。今はそこにターゲットは絞ってませんが、一つのこととなくやるのではなくて、様々な方向からいろんな意味を見出しながら取り組むことがすごく大事かなと私は思っているの、このハードルを下げてコミュニティということやお客さんと親しくなるということはもちろんですが、それに加えて、事業承継の実行サポートするための手段としての意味も見出せるかななんて思っているながら、ゴルフコンペをやっています。



賞品へのこだわり!?

そして、コンペといえは賞品ですね!

優勝・準優勝・3位、そして、5飛び賞という5位、10位・・・50位くらいまでも作るつもりで、いろいろあるのですが、この賞品についても結構こだわってまして、毎回ちょっと一風変わった賞品を用意しているのはアクシスかなと思っていますよね。割と、同じジャンルの賞品を用意するところ多いですが、うちは毎回テーマ決めて、今回は「〇〇の秋」ということで優勝賞品は運動の秋で「カッコイイ折りたたみ電動自転車!」、準優勝は食欲の秋で「旨いハイボール専用ソーダ製造機!」です! といっても、ただの炭酸を作る機械でして、「旨いハイボール専用」って私が勝手に付けたんですけどね(笑)

◀ 今回の優勝賞品 ※イメージ
カッコイイ折りたたみ電動自転車



今回の準優勝賞品 ※イメージ
旨いハイボール専用ソーダ製造機 ▶



こういうテーマで選んでまして、今回はそれプラス 5 飛び賞の方には、神山にあるサウナやキャンプ場などを運営しているネイチャーヒーリングさんという会社のサウナ利用券をご提供いただき、5 位から 5 の倍数の 50 位までの 10 名の方にプレゼントします。ネイチャーヒーリングさんは神山の大自然の中でフィンランド式の蔵サウナを体験できるんです。サウナで体を温めた後は、水風呂でととのうこともできるのですが、ネイチャーヒーリングさんの徒歩 30 秒のところへ美しい鮎川が流れているので、これまた大自然の美しい川でととのうことが

できるんです！私も体験してきましたが、本当に最高なんです！また、BBQ やキャンプができるスペースもあり、アウトドア好きにもたまらない施設なんです！そして、今度、私が通っているトレーニングジム、リリースさんとネイチャーヒーリングさんがコラボして BBQ イベントを開催するんですが、今後もこういったコラボイベントなんかも増やしていきたいという意向があったりします！まずは、皆さん、神山のネイチャーヒーリングさんに足を運んで、日常を忘れて身体をととのえてみてはいかがでしょうか。

参加賞 (株) 阪東食品



阪東食品

所在地：徳島県満浦郡上勝町生実字上野63番地1

阪東食品さんは上勝町で有機栽培・有機加工認定を取得し、有機すだち・ゆず・ゆづこ・茶葉の栽培から加工まで一貫生産をしています。果汁・阿波焼茶の他、自社果汁を使用した有機ぼんずや有機ドリンクも販売しています。鳴門市にある川添フルーツと共同開発した「B A K A S C O」は2020年に発売され、徳島から全国へ、そして世界26ヶ国以上の国へと現在輸出されております。

▼ 徳島初の有機認定商品



「バカスコ公式HPはこちら」



「阪東食品HPはこちら」



こうして、賞品もなんとなく毎回同じものにするのではなく、参加賞も趣向を凝らして変えています。もちろん、出来るだけ参加者の皆さんを喜ばせたいというのがあります。やっぱりお客さんの販売を応援したいというのがあるので、賞品で使わせていただけそうなものがあつたら、それを使わせてもらったりして、コンペの参加者も「ゴルフして楽しかったな」というのも良いですが、やっぱり何か発見があったり、刺激を受けたらして、何かの発想に結びついていないかと思っています。例えば、うちのコンペの賞品で今回ご用意したネイチャーヒーリングさんのような、「こんなサービスとか商品があるんだ」とか、バカスコを見て、「商品開発してすごいな」と刺激を受けたらして、いろんな発想を湧かして、何か自分で新しい商品作るとか、新しいことにチャレンジしたり、新しい発見とか気付きみたいなのが生まれたりしないかと思っています。

なので、他がなんとなくでやりがちな商品選びとかも結構こだわってやっているということです。うちのコンペの参加者の皆さんも、今後も1回2回ぐらいいやりますので、ぜひご参加いただきたいです。「うちのこういう商品も一般の方向けに配ってもいいやつだから、ちょっと使ってくれよ」という賞品に出来るようなものがありましたら、ぜひ、教えて欲しいなと思います。そういう方がいましたら、ぜひ、声をかけていただけたらと思います！

今回はアキシス、ゴルフコンペについての想いということで、最後にもう一度言いますが、私は仕事でやっております！（笑）
ありがとうございます。

最低賃金改定のお知らせ

令和5年10月1日より

徳島県の最低賃金が時間額

896円 になります！

(855円から41円UP)

Q. 最低賃金のチェック方法は？

日給や週給、月給制などの場合は、対象賃金額を時間額に換算し、適用される最低賃金と比較します。正社員、パート、アルバイトなど働くすべての方の、賃金の最低額を保障する重要なあります。

10月以降の給与額の確認をお願いします。



詳しくは労働者番号HPの地域別最低賃金全国一覧をご覧ください。



園ネイチャーヒーリング

所在地：徳島県西条郡神山町神領大笠地355-1
ご予約：080-4226-2714（WEB予約可）

神山の大自然の中にある古民家を改装し、昨年11月にオープン。
日本初のフィンランド式蔵サウナを導入。敷地内にはテントサウナやキャンプスペースがあり、8月には民泊もオープン。全国各地よりキャンパーやサウナ好きが集まるレジャー施設です。プロのスポーツ選手も訪れるほどの人気スポットです。

【インスタ更新中】



「コラボ企業はこちら」

(株) RERAISE

徳島県吉野町にある「パーソナルトレーニングジム 徳島県吉野町」の「パーソナルトレーニングジム」を運営しています。

「日本初! フィンランド式蔵サウナ」



また、参加賞は阪東食品さんの新商品「バカスコ」をプレゼントします！阪東食品さんは有機栽培された柑橘系の果汁や柑橘類を使った様々な有機加工商品などを製造・販売している会社で、今回は鳴門にある川添フルーツさんと共同開発して出来た商品「バカスコ」をご提供いただきました。バカスコは上勝町で有機栽培された柚の果汁と特許を使用したタバスコのような、こまご

辛すぎないですが、爽やかな酸の香りで、ちょっとピリツと爽やかな酸味があるような商品です！タバスコの形の容器に入ったものなのですが、バカスコは阪東食品のBA、川添フルーツのKAからきているそうです！バカスコはピザやパスタだけでなく、カレーや日本料理にも合うそうなので、ぜひ、食べてみてください！



知りたいあれこれ

Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ&A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報
を発信していきます。

今月の議題

「保険金の「課税」「非課税」について」(廣田 優子)

Q & A

No.48

ー 保険金の「課税」「非課税」についてー

保険といっても、保険金が課税対象となるケースと非課税となるケースがあり、受け取り方によって課税額が変わる点は見過されやすく、課税される税金は「所得税・住民税」「相続税」「贈与税」のいずれかで、どの税金の対象になるかは「保険金などの種類(死亡保険金・満期保険金・年金)」や「契約形態」によって異なります。
そこで今回は、個人の方が保険金を受け取る際の税金の「課税」と「非課税」についてお話をさせていただきます。

Q. 課税対象の保険とは？

A. 一般的な生命保険や個人年金保険が課税対象です。
なお、生命保険の中でも、「リビング・ニーズ特約」という余命5ヶ月以内と診断された場合に、保険金の一部または全部を保険金の前払いとして受けられる特約は非課税となります。

Q. これらの保険にはどのような税金がかってくるの？

A. かかる税金の種類は、契約の仕方により変わります。
① 例えば、生命保険の死亡保険金を受け取る場合、次の3パターンが考えられます。
① 契約者と被保険者が同じ人で、受取人が相続人の場合は、相続税の課税対象となります。
② 例えば、契約者が夫、被保険者が妻で、受取人が夫の場合は、所得税の対象となります。
③ 契約者、被保険者、受取人が全員別の人の場合は、贈与税が課されます。

Q. それぞれの税額には大きな差が出る ことが想定される？

A. 一般に、相続税として課税されると一番税額が少なくなり、税金が発生しない場合が多く、逆に贈与税となれば高くなる傾向にあります。なお、保険金への受け取り方によって、税金の種類が異なってきます。
例えば、個人年金保険では、契約者と受取人が同一の場合、一時金で受け取る場合には一時所得となり、年金で受け取る場合は雑所得となります。このため、一概には言えないものの、一時金で受け取るほうが税額を抑えられる可能性があります。

また、個人年金保険で、契約者と受取人が異なるケースもあると思います。例えば、親が子どもの将来を案じて個人年金保険に加入する、といった事情が考えられます。この場合、年金を受け取る1年目に贈与税が課されることとなりますが、この贈与税はかなりの高額となる場合もあります。そのため、税金のことを考慮するのなら、受取人を変更することも検討してみるといいかもしれません。

Q. 保険金が非課税となるケースとは？

A. 医療保険やがん保険の入院給付金や診断給付金、あるいは介護保険の保険金などは「非課税」です。これらの給付金や保険金の共通点は、入院や通院などに実際にかかる費用を補うためのものであるということです。これらは受け取った人の財産が増えるものではないので、非課税となると考えられます。病気やケガに対して支払われる保険金は非課税になるケースが多いですね。

そのほか、所得補償保険の保険金も非課税です。所得補償保険の保険金は、病気やケガによって働くことができなくなったり、所得の減少を補うために支払われるものだからです。

アクセスグループ
LINE 公式アカウント

税務全般のお問い合わせは
LINEやお電話でご相談を受け付けています。
アクセスグループにご相談ください！

LINEで検索

税理士法人アクセス



私が紹介しました！



廣田 優子

顧客サービス部代行課 スタッフ

大学卒業後、旅行会社にて経理と総務業務に従事しました。
2022年に税理士法人アクセスに入社し、月次総務、繰上総務、請求書発行などの経理代行の業務を行っています。

お問い合わせはこちらまで

アクセスグループ

088-631-8119

今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

キャリアアップ助成金

短時間労働者労働時間延長コース

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば幸いです！

お問い合わせ

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問合せください。

＼私が紹介しました！／

永尾 祐子 人事労働部 スタッフ

社会保険労務士の仕事に興味を持ち、当社に入社。現在、社会保険の事務手続きや給与計算代行、雇用助成金申請、お客様からの労働相談を担当している。

キャリアアップ助成金

－ 短時間労働者労働時間延長コースについて －

キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長コース）とは？

雇用する有期雇用契約者等の企業内のキャリアアップを促進するため処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。短時間労働者労働時間延長コースは、有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、新たに社会保険の被保険者とした場合に助成されます。

◇ 支給額

23.7万円（大企業17.8万円）

なお、3時間未満の延長であっても、以下の通り助成を受けられる場合もあります。

1～2時間延長かつ10%以上昇給 5.8万円（大企業4.3万円）

2～3時間延長かつ6%以上昇給 11.7万円（大企業8.8万円）

※1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は45人です。

◇ 対象となる労働者

次のすべてに該当する労働者が対象です。

- ① 週所定労働時間を延長した後、6カ月以上の期間継続雇用される有期雇用労働者等
- ② 次の(1)～(3)までのいずれかに該当する労働者であること
 - (1) 週所定労働時間を3時間以上延長した日の前日から起算して過去6カ月以上の期間継続して有期雇用労働者等として雇用された者
 - (2) 週所定労働時間を1時間以上2時間未満延長した日の前日から起算して過去6カ月以上の期間継続して、有期雇用労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べて10%以上昇給している者
 - (3) 週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長した日の前日から起算して過去6カ月以上の期間継続して、有期雇用労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給と比べて6%以上昇給している者
- ③ 週所定労働時間を延長した日の前日から起算して過去6カ月間、社会保険の適用要件を満たしていなかった者であって、かつ支給対象事業主の事業所において過去2年以内に社会保険に加入していなかった者
- ④ 週所定労働時間の延長を行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族以外の者
- ⑤ 申請日において離職していない者

◇ 対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- ① 雇用する有期雇用労働者等について、週所定労働時間を3時間以上延長した、または週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長するとともに基本給の増額を図った事業主
- ② 上記①により週所定労働時間を延長し、新たに社会保険の被保険者となった労働者を延長後6カ月以上雇用し、延長後の処遇適用後6カ月分の賃金を支給した事業主
- ③ 新たに社会保険の被保険者となった有期雇用労働者等について、基本給および定額で支給されている諸手当を減額していない事業主
- ④ 上記①により週所定労働時間を延長した日以降のすべての期間について、当該労働者を雇用保険および社会保険の被保険者として適用させている事業主
- ⑤ 上記①により週所定労働時間を延長した際、週所定労働時間および社会保険加入状況を明確にした雇用契約書等を作成および交付している事業主

◇ 申請について

この助成金は実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。

キャリアアップ計画に基づき取組を実施し、取組後6カ月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2カ月以内に支給申請をしてください。